

## 平成27年度 沼田市地域公共交通会議会議録

- 1 日 時 平成27年5月26日(火) 14時00分～14時30分
- 2 場 所 沼田中央公民館 2F 第1会議室
- 3 出席者 上原会長 外委員13名(別紙のとおり)
- 4 会議の概要

傍聴者なし。会議の結果は、沼田市公式ホームページ上で公開することについて確認。

定足数については委員14名中、11名出席であり、会議は成立した。

### (1) 協議事項

#### 1) 沼田市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

##### ①改正内容(「資料」1～2ページ)

沼田市地域公共交通会議委員を委嘱している群馬県バス協会と群馬県ハイヤー協会の名称等に変更があったため、要綱中の名称をそれぞれ一般社団法人群馬県バス協会と一般社団法人群馬県タクシー協会に改正するもの。

##### 【1) 沼田市地域公共交通会議設置要綱の一部改正についてに対する質疑応答】 なし

#### 2) 仮称沼須線の新設及び岩本線の延伸について

##### ①経過(「資料」3ページ)

利根中央病院の移転建設が進む中、病院へ通院している患者や市民より交通手段として路線バスを望む声があり、利根中央病院から路線バス及び道路整備に関する要望書が提出された。

##### ②検討内容(「資料」3ページ)

平成21年から23年までに見直しを行った既存のバス路線についてはコスト削減のため1台のバスが複数の路線を走っており、再編が非常に難しいが岩本線は微調整により新病院への延伸が可能。

また、前回行った路線バスの見直しでも沼須町の公共交通空白地域解消を図ることが出来なかった。新病院へのバスの運行については専門家の意見を参考に検討した結果、沼田駅から新病院への路線新設と岩本線の路線延伸が適当との考え方になった。

##### ③実施計画(「資料」3ページ)

沼田駅から新病院への路線は新病院の開業日の9月1日にあわせて、新たに車両1台を導入し、仮称沼須線として新設する。

一部の時間帯は保健福祉センターを発着点とし、運行便数を最大限反映、主要なバスターミナルで既存路線との乗り換えにより郊外からの買い物や通院支援を強化する。

住民ニーズを調査検証するため3ヶ月間は試行運行とし問題点があれば解

決した上で本運行に移行する。

運行経費は赤字が見込まれ市が赤字分を補助することになるが、試行運行期間は県補助、本運行に移行してからは国庫補助を活用することにより市の補助額を圧縮する。

既存路線の岩本線についても延伸し、通院支援を行う。

バスの事業者については沼田市内に営業所を持ち、群馬県共通バスカードが使用できるなど、総合的に判断し、条件に唯一当てはまる関越交通株式会社との随意契約とする。

④仮称沼須線運行経路(「資料」4ページ)

沼田駅を起点とし保健福祉センター前などを経由し上沼須バス停の所から、沼須町へ運行する。沼須町に入ってから砥石神社を左折し、新病院へ運行する。

沼田駅から上沼須までは既存のバス停を利用し、それ以降は3箇所のバス停を新設する予定(図中●)。

⑤仮称沼須線運行時間(「資料」5ページ)

沼田駅を起点とする便と保健福祉センターを起点とする便の組み合わせにより最大限の運行数を計画。

⑥仮称沼須線運賃(「資料」6ページ)

沼田駅から新病院間を350円、保健福祉センターから新病院間を300円で計画。

⑦仮称沼須線運行費概算(「資料」7～8ページ)

運行予定業者である関越交通株式会社に概算を依頼し、車両購入費も含めて8,843,391円を見込む。

⑧仮称沼須線収支見込み概算(「資料」9～10ページ)

仮称沼須線は公共交通空白地域への新路線であり、既存路線などから収支見込みを算出することが困難であるため、利根中央病院が実施したアンケートや運行費概算等を基に算出した。

試行運行に係わる県補助を1/3、本運行に係わる国庫補助を1/2と想定し、運行事業者に対する市補助額を2,636,072円として見込む。

⑨岩本線の延伸について(「資料」11～14ページ)

現在の運行経路から新町で右折し、新病院へ乗り入れる。資料11ページの経路図点線で示してあるのが延伸区間である。時刻表については資料12ページ、運賃については13～14ページに記載している。運賃を比較できるように新運賃表と現運賃表を載せてある。

【2】仮称沼須線の新設及び岩本線の延伸についてに対する質疑応答】

なし

### 3) 生活交通確保維持改善計画（案）について

#### ①計画内容（別紙「生活交通確保維持改善計画（案）」）

仮称沼須線の本運行に際して国庫補助を受けるために定めなければならない計画。この計画の中にもいくつかの種類があり、沼田市が認定を受けるのは地域内の幹線（鎌田線か猿ヶ京線）に接続する新規路線に対するフィーダー系統確保維持計画というものである。

この計画の認定を受けるには地域公共交通会議での協議が整っている必要がある。

計画には3年間の定量的な目標や効果を記載しているが、3年間の補助が補償されるものではなく、年度ごとに計画を見直し、提出する必要がある。

また、年度ごとに事業報告の提出も必要である。計画の見直しと事業報告提出時にはそれぞれ地域公共交通会議を開催する必要があるため委員の方はご承知おき願いたい。

計画を提出後、関東運輸局等との調整で表現などが若干変更になることもあるのでご承知おき願いたい。

#### 【3）生活交通確保維持改善計画（案）についてに対する質疑応答】

なし

#### 〈協議結果〉

1) 沼田市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について及び2) 仮称沼須線の新設及び岩本線の延伸について、3) 生活交通確保維持改善計画（案）について、質疑応答の後、それぞれ諮った結果、異議なくいずれも原案のとおり承認された。